令和6年度補正予算 スマート農業・農業支援サービス事業 導入総合サポート緊急対策事業

需要主導産地育成タイプ 複数産地連携タイプ

令和7年2月 農林水産省 農産局農産政策部技術普及課

22 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 10,000百万円】

く対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える 農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上「令和12年まで]

く事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて 図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産 **地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用す** る取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

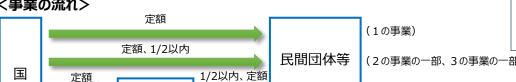
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サー ビス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導 入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

都道府県 委託

- ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。
- ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。
 - ※2及び3は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>



民間団体

(2の事業の一部、3の事業の一部)

(2の事業の一部、3の事業の一部)

(4の事業)

く事業イメージ>



先進モデル支援

サービス事業体が産地や食品事業者等と連携した モデル的な取組をソフト・ハード一体的に支援



幅な拡大

(取組イメージ)

① 食品事業者 ② 複数産地の との連携による 連携によるス 受託面積の大





立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジ ネス確立を支援

- ① ニーズ調査や試行 的なサービス提供、人 材の育成
- ② サービス提供に必要 な農業機械の導入



土台づくり支援

械の共用

サービス事業の環境整備

① 「標準サービス」の策定

② 「スタートアップガイド」の策定



スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

「お問い合わせ先」農産局技術普及課(03-3501-3769)

(別記2-1) 先進モデル支援のうち需要主導産地育成タイプ

1. 事業内容

(1) 食品事業者等の需要を背景に、サービス事業体が食品事業者等と連携して、 産地における加工品種への転換や鉄コンテナ流通への転換等の生産・流通・販 売方式の転換を図ることにより、需要を起点としてサービス事業の受託面積を 大幅に拡大するとともに、サービス事業体の持続的な事業展開に資する取組を 支援

2. 事業メニュー、補助率

- (1)推進事業(ソフト+セミハード)
 - ① スマート農業機械等の導入(セミハード):1/2以内(上限5,000万円*1)
 - ② 需要主導の産地育成(ソフト) : 定額(上限3,000万円*1) < 必須>
 - ③ 利用者の新規開拓(ソフト) : 定額(上限1,500万円※1) <必須>
- (2)整備事業 (ハード) *2:1/2以内(上限30,000万円*1) 需要主導の産地を育成するために必要な次の施設の整備
 - ①育苗施設、②乾燥調製施設、③穀類乾燥調製貯蔵施設、④農産物処理加工施設、⑤集出荷貯蔵施設、⑥産地管理施設、⑦生産技術高度化施設、
 - 8種子種苗関連施設
- ※1. 上限については、公募要領で定めます。また、農業機械専用運搬車も支援対象となります(専用運搬車の導入はスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限り、小型の農業機械を運搬する軽トラックやワンボックスタイプ等の車両は除きます)。)
- ※2. 推進事業と一体的に取り組む場合のみ、対象になります。 生産・流通・販売方式の転換をするために必要となる施設に限ります。



生産・流通・販売方式の転換イメージ

3. 事業実施主体※2

- (1)サービス事業体
- (2) 実需者
- (3) 農業者(農業者の組織する団体を含む。) ※3
- (4) 地方公共団体
- (5) 民間団体
- (※2. (1)、(2)は必ず一体で取り組むものとします。)
- (※3. 本事業におけるサービス事業体が提供するサービスを利用する者であるものとします。)

4. 主な実施要件

- (1) サービス事業体と実需者が連携して、生産・流通・販売方式を転換することでサービス事業の提供側・利用者側双方の効果を高める取組を行うこと。
- (2) 本事業で開始したサービス事業の受託面積を拡大すること。

5. 成果目標

- (1)次の2つの成果目標を設定します。
 - ①サービス事業体における持続的なサービス提供の成立 (成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度か らの営業損益の改善。)
 - ②本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大
- (2)目標年度:事業実施年度の翌々年度

6. 主な審査基準(加点要素)

- ・サービス提供面積の拡大量
- ・労働集約型作物を対象とする場合
- ・サービス事業体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定を受けた「生産方式革新実施計画」に促進事業者として位置付けられている場合等、ポイント加算。

7. 事業執行の流れ

<事業の流れ>

本省



事業実施主体

持続 的 な ビス提供 の 成立

農業支援サービスの先進モデル支援(需要主導産地育成タイプ)

- 農作業受託等の農業支援サービス事業の活用を前提とした生産から流通・販売までの工程を合理化し、食 品事業者等と連携してサービスの提供面積を拡大する取組を支援。
- これに必要なソフト経費、スマート農業機械等の導入、農産物加工処理施設等の関連施設の整備を一体的 に支援。

需要主導産地育成タイプの想定イメージ



生産 (耕起~収穫)

流通 (集荷•輸送•貯蔵•加工)

販売

人手が足りない。 農業を続けるこ とが困難。



・農業者による収穫物

農業支援サービス事業の活用なし の調製・箱詰め 一般流通

食品事業者

集出荷業者



事業

実施後

者にお願いできるから、





農業支援サービス事業者

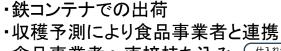
農業者

- 冷凍ホウレンソウの生産へ切り替え
- 防除、収穫等は農業支援サービスを

活用



















需要を背景とした

•関連施設の整備

食品事業者

流通に係る実証実験

補助上限3.95億円

・ソフト(定額):0.45億円 •機械導入(1/2):0.5億円

•施設整備(1/2):3億円

農業者

取組 例

新品種等の試験栽培

農業支援サービス事業者

- ・スマート農業機械等の導入
- サービスのデモ実演、人材育成
- ・サービス拡大にむけた営業活動
- 具体的なアイデアやご相談は、農林水産省農産局技術普及課までご連絡ください。
- (問い合わせ先:03-6744-2107(平日10:00~12:00、13:00~17:00にお願いします。)

(1)推進事業

① スマート農業機械等の導入:1/2以内

サービス事業体がサービス事業※を提供する際に必要となるスマート農業機械等の 導入を支援します。

※ 受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等(販売は除く)によって提供する取組(<u>農産物の加工・流</u> 通・販売に係るサービスは除く。)

対象となるスマート農業機械等:

- ・トラクタ、田植え機、ドローン、コンバイン等農業生産に係る機械等。
- ・農業機械の専用運搬車(専用運搬車の導入はスマート農業機械等と一体的に導 入する場合に限ります。)
- ・スマート農業機械ではない農業機械も対象になります。

対象とならないスマート農業機械等:

- ・選別機・選果機、包装機等の農産物の加工・流通・販売に係る機械等。
- ・小型の農業機械を運搬する軽トラックやワンボックスタイプ等の車両。

(1)推進事業

② 需要主導の産地育成(必須):定額

事業実施主体が需要主導の産地を育成するために必要な取組を支援。

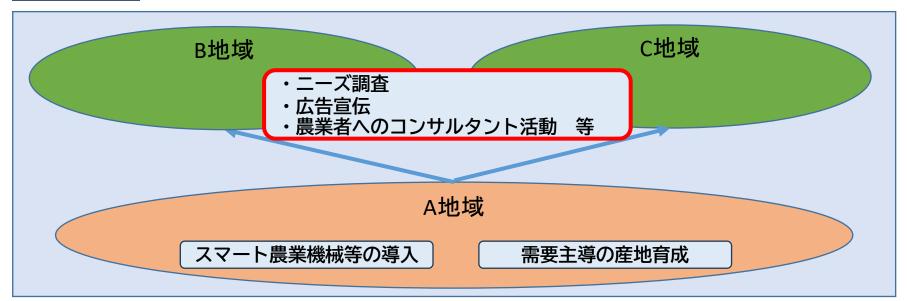
- ① 検討会の開催(任意)
 - (例) 本事業の進め方、成果目標達成に向けた必要な事項等について、事業の 実施に関わる関係者を招集し、開催。
- ② 生産・流通・販売方式を転換する取組(必須) (例)新品種等の試験栽培、作付体系を転換するスマート農業機械等のデモ実演、 段ボール出荷から鉄コンテナ出荷への転換の実証
- ③ 専門人材の育成(任意) (例)サービス事業体によるサービス事業実施に必要な専門的スキルの習得
- ④ 情報発信(任意)(例)農業者への本事業の取組内容の紹介
- 5 その他(任意)上記①~④以外の取組

(1) 推進事業

- ③ 利用者の新規開拓(必須):定額
 - ①スマート農業機械等の導入、②需要主導の産地育成を実施する事業実施主体が、 当該事業実施産地以外の産地に事業展開を図る場合に必要となる、事業開拓に必 要な取組を支援。

このメニューでは、本事業におけるサービスの取組を他地域に広く宣伝することや、 サービス提供の可能性を調査等することによって、当該サービス事業の横展開を図る ことを狙いとしています。そのために必要なニーズ調査や広告宣伝、農業者へのコン サルタント活動等に係るソフト的経費が対象になります。

取組イメージ



(2)整備事業:1/2以内

需要主導の産地を育成するために必要※な次の施設を支援。

- ①育苗施設
- ②乾燥調製施設
- ③穀類乾燥調製貯蔵施設
- ④農産物処理加工施設
- ⑤集出荷貯蔵施設
- ⑥産地管理施設
- ⑦生産技術高度化施設
- 8種子種苗関連施設
- ※ サービス事業体と実需者が連携して行う産地における加工品種への転換や鉄コンテナ流通への転換等の生産・流通・販売方式の転換を通じたサービス事業の受託 面積の大幅拡大、サービス事業体の持続的な事業展開に資する取組

⚠ 留意点 ⚠

生産・流通・販売方式の転換をするために必要となる施設に限ります。 <u>また、原則、据付方式の施設が支援対象であり、容易に移動可能で使用できるような機械は、</u> <u>補助対象となりません。</u>

申請時に必要な書類

【共通】

- ○様式第1号(事業実施計画の申請)
- ○様式第2-1号(環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート)
- ○様式第2-2号(総合事業実施計画)
- ○様式第2-3~2-5号(個別事業実施計画)
- ○様式第2-6号(個別事業実施計画)※
 - ※ サービス事業体と実需者が同一者であり、様式第2-3号に集約して記載している場合、 提出不要です。
- ○別記2-1 (申請書類チェックリスト)

【「スマート農業機械等の導入」を活用する場合】

- (農業機械専用運搬車を補助申請する場合)様式第1-1-1号(農業機械専用運搬車導入理由書)
- ○(リース方式により導入する場合)別添1-1、1-2

【 「整備事業」を活用する場合】

○ 様式第2-7号(個別事業実施計画)

<u>それぞれの様式に記載されている添付資料も添付し提出ください。</u>

<u>(別記2-2)</u>先進モデル支援のうち複数産地連携タイプ

1. 事業内容

(1) サービス事業体が主体となって、産地ごとに作期の異なる品種の導入や栽培方法等の転換を促し、複数産地を連携させることにより、同一スマート農業機械等を用いたサービス事業の長期提供や、年間を通じたサービス事業の利用・提供ができる産地・サービス事業体双方の体制を構築する取組を支援



✓ サービスを利用できるなら、 1カ月収穫が遅い晩生品種に 変更してもいいかな。

農業者

2. 事業メニュー、補助率

- (1)推進事業(ソフト+セミハード)
 - ① スマート農業機械等の導入(セミハード):1/2以内(上限5,000万円*1)
 - ② 複数産地の連携(ソフト) : 定額(上限3,000万円*1) <必須>
 - ③ 利用者の新規開拓(ソフト) : 定額(上限1,500万円※1) <必須>
- (2)整備事業(ハード) **2 :1/2以内(上限30,000万円**1)

需要主導の産地を育成するために必要な次の施設の整備

- ①育苗施設、②乾燥調製施設、③穀類乾燥調製貯蔵施設、④農産物処理加工施設、⑤集出荷貯蔵施設、⑥産地管理施設、⑦生産技術高度化施設、⑧種子種苗関連施設、⑨格納庫※³
- ※1. 上限については、公募要領において定めています。また、農業機械専用運搬車も支援対象となります(専用運搬車の導入はスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限り、小型の農業機械を運搬する軽トラックやワンボックスタイプ等の車両は除きます)
- ※2. 推進事業と一体的に取り組む場合のみ、対象になります。複数産地の連携に必要となる施設に限ります。
- ※3:サービス事業に直接必要な、導入したスマート農業機械等を収容する、又は、 導入したスマート農業機械等のメンテナンスに必要なものに限ります。

3. 事業実施主体※4

- (1)サービス事業体
- (2) 農業者(農業者の組織する団体を含む。) ※5
- (3) 地方公共団体
- (4)民間団体
- (※4. (1) は必ず取り組むものとします。)
- (※5. 本事業におけるサービス事業体が提供するサービスを利用する者であるものとします。)

4. 主な実施要件

- (1) スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供のための工夫を行うこと。
- (2) 複数のサービス利用者にサービスを提供すること。

5. 成果目標

- (1)次の2つの成果目標を設定します。
 - ①サービス事業体における持続的なサービス提供の成立 (成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度か らの営業損益の改善。)
 - ②本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大
- (2)目標年度:事業実施年度の翌々年度

6. 主な審査基準(加点要素)

- ・サービス提供面積の拡大量
- ・労働集約型作物を対象とする場合
- ・サービス事業体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定を受けた「生産方式革新実施計画」に促進事業者として位置付けられている場合等、ポイント加算。

7. 事業執行の流れ

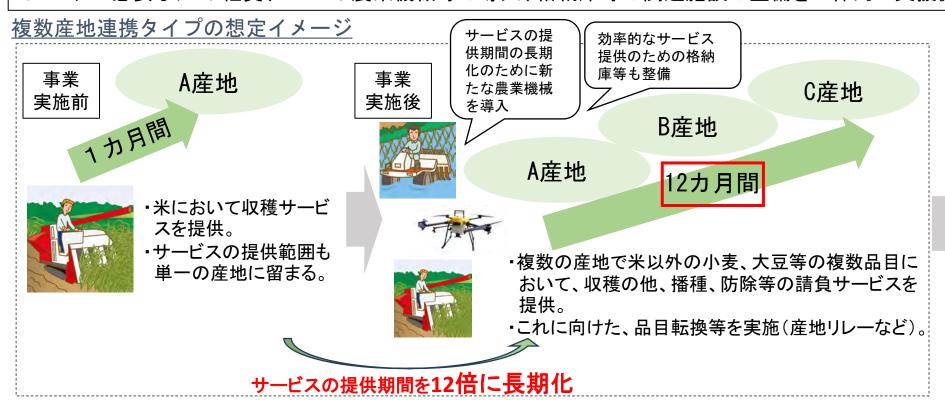
<事業の流れ>

本省



事業実施主体

- 〇 農作業受託等の農業支援サービス事業の提供期間を長期化するための、産地リレーによるサービス事業の 共用の取組を支援。
- これに必要なソフト経費、スマート農業機械等の導入、格納庫等の関連施設の整備を一体的に支援。



農業者(産地)

取組 例 品目転換に向けた 試験栽培

農業支援サービス事業者

- ・スマート農業機械等の導入
- ・サービスのデモ実演、人材育成
- ・サービス拡大にむけた営業活動
- ・関連施設の整備 (メンテナンス施設、 集出荷貯蔵施設等)

・ソフト(定額):0.45億円万円 ・機械導入(1/2):0.5億円

•施設整備1/2):3億円

補助上限3.95億円

具体的なアイデアやご相談は、農林水産省農産局技術普及課までご連絡ください。

(問い合わせ先:03-6744-2107(平日10:00~12:00、13:00~17:00にお願いします。))

(1)推進事業

① スマート農業機械等の導入:1/2以内

サービス事業体がサービス事業※を提供する際に必要となるスマート農業機械等の 導入を支援します。

※ 受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等(販売は除く)によって提供する取組(<u>農産物の加工・流</u> 通・販売に係るサービスは除く。)

対象となるスマート農業機械等:

- ・トラクタ、田植え機、ドローン、コンバイン等農業生産に係る機械等。
- ・農業機械の専用運搬車(専用運搬車の導入はスマート農業機械等と一体的に導 入する場合に限ります。)
- ・スマート農業機械ではない農業機械も対象になります。

対象とならないスマート農業機械等:

- ・選別機・選果機、包装機等の農産物の加工・流通・販売に係る機械等。
- ・小型の農業機械を運搬する軽トラックやワンボックスタイプ等の車両。

(1)推進事業

② 複数産地の連携(必須):定額

事業実施主体が同一スマート農業機械等を用いたサービス事業の長期提供や、年間を通じたサービス事業の利用・提供ができる産地・サービス事業体双方の体制を構築するために必要な取組を支援。

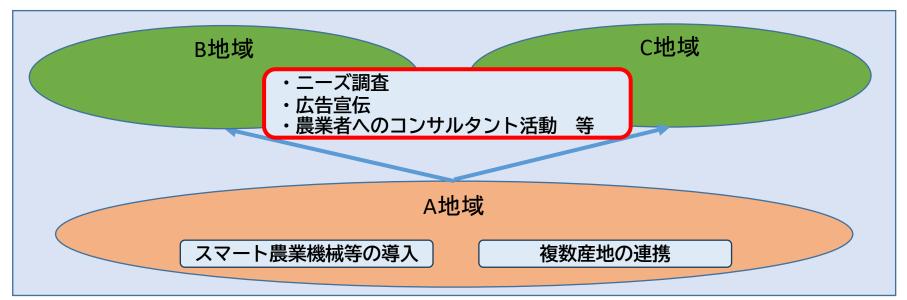
- ① 検討会の開催(任意) (例)本事業の進め方、成果目標達成に向けた必要な事項等について、事業の 実施に関わる関係者を招集し、開催。
- ② スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組(必須) (例)品目転換に向けた試験栽培、スマート農業機械等のデモ実演。
- ③ 専門人材の育成(任意) (例)サービス事業体によるサービス事業実施に必要な専門的スキルの習得
- ④ 情報発信(任意)(例)農業者への本事業の取組内容の紹介
- ⑤ その他(任意)上記①~④以外の取組

(1) 推進事業

- ③ 利用者の新規開拓(必須):定額
 - ①スマート農業機械等の導入、②複数産地の連携を実施する事業実施主体が、当該事業実施産地以外の産地に事業展開を図る場合に必要となる、事業開拓に必要な取組を支援。

このメニューでは、本事業におけるサービスの取組を他地域に広く宣伝することや、サービス提供の可能性を調査等することによって、当該サービス事業の横展開を図ることを狙いとしています。そのために必要なニーズ調査や広告宣伝、農業者へのコンサルタント活動等に係るソフト的経費が対象になります。

取組イメージ



(2)整備事業:1/2以内

複数産地の連携に必要なもの※に限り必要な次の施設を支援。

- ①育苗施設
- ②乾燥調製施設
- ③穀類乾燥調製貯蔵施設
- 4 農産物処理加工施設
- ⑤集出荷貯蔵施設
- 6產地管理施設
- **⑦生産技術高度化施設**
- 8種子種苗関連施設
- ⑨格納庫(サービス事業に直接必要な、導入したスマート農業機械等を収容する、 又は、導入したスマート農業機械等のメンテナンスに必要なものに限ります。)
- ※ 同一スマート農業機械等を用いたサービス事業の長期提供や、年間を通じたサービス事業の利用・提供ができる産地・サービス事業体双方の体制を構築するため に必要な取組

⚠ 留意点 ⚠

複数産地の連携に必要となる施設に限ります。

また、原則、据付方式の施設が支援対象であり、容易に移動可能で使用できるような機械は、 補助対象となりません。

申請時に必要な書類

【共通】

- ○様式第1号(事業実施計画の申請)
- ○様式第2-1号(環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート)
- ○様式第2-2号(総合事業実施計画)
- ○様式第2-3~2-5号(個別事業実施計画)
- ○様式第2-6号(個別事業実施計画)※
 - ※ サービス事業体のみが事業実施主体の場合、提出不要です
- ○別記2-1(申請書類チェックリスト)

【「スマート農業機械等の導入」を活用する場合】

- (農業機械専用運搬車を補助申請する場合)様式第1-1-1号(農業機械専用運搬車導入理由書)
- ○(リース方式により導入する場合)別添1-1号、1-2号

【 「整備事業」を活用する場合】

○ 様式第2-7号(個別事業実施計画)

<u>それぞれの様式に記載されている添付資料も添付し提出ください。</u>

共通



事業活用のポイント



農業支援サービスに必要なスマート農業機械等と一体的に導入する 専用運搬車(セーフティローダー等)も補助対象になります。

Q:専用運搬車のみの導入も対象になるか。

A:対象になりません。本事業では、サービスに必要なスマート農業機械等の**運搬を前提** として一体的に導入する場合のみ対象となります。

Q:軽トラックやワンボックスバンは対象になるか。

A:対象になりません。圃場間の速やかな移動が困難な大型の農業機械を運搬するも のを想定しており、軽トラックやワンボックスバンは、対象として想定してお りません。



▲ 導入に当たって条件や留意事項がありますので、専用運搬車の導入申請に当たっては、実施要 領をよくご確認いただくようお願いします。



共通

成果目標について

- (1)次の2つの成果目標を設定します。
 - ①サービス事業体における持続的なサービス提供の成立

(成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。)

- ②本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大
- (2)目標年度:事業実施年度の翌々年度

⚠ 留意点 ⚠

事業実施年度からサービス事業部門における営業損益を明確にしてください。

また、サービス事業は農業者が通常の営農において行う作業を事業者がサービスとして提供する取組を指します。そのため、例えば、収穫後の運搬、選果等の出荷調整など、農産物の加工・流通・販売に係るものは当該サービス事業に該当しないため、カウントしないようにご留意ください。

整備事業について

補助対象事業費

① 工事費

(建設工事費、製造請負工事 費及び機械器具費を含む。)

② 実施設計費

(実施設計に必要となる測量 費及び調査費を含む。)

③ 工事雑費

(原則として①+②の3.5%以内)

主な手続

1. 実施設計書の作成

- 実施設計書を作成の上、工事の着工 までに農産局長に提出。

2. 事業の施行

- 直営施行、請負施行、委託施行又は 代行施行のいずれかの方法によって実施。
- 工事の着手に当たり、入札結果等を 農産局長に提出。

3. 事業完了

- 工事が完了したときは、速やかに しゅん功届を農産局長に提出。

留意事項

✓ 設計事務所等に委託する場合には、原則として一般 競争入札により受注者を選定する必要。

- ✓ 施設整備等に係る契約に当たっては、契約手続等の 一層の公平性、透明性等を図る必要。
 - 契約者選定に当たり、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定めるなどの措置。
 - 工事に関する契約において、一括下請負の禁止に ついての契約条項を明記。
 - 一般競争入札に当たり、公告期間は 10 日間以上 (土日祝祭日を含まない)を確保し、広く周知。
- ✓ 補助対象経費の中に、事業実施主体の自社製品の調 達又は関係会社からの調達分がある場合には、適正に 利益等を排除する必要。